

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が、令和3年10月15日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が令和3年10月4日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、令和2年10月19日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和3年10月4日付けで、請求人に対し、請求人が受領した保険金について、法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 請求人は、令和3年10月15日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

個人（請求人）の事情を考え返金の請求はしないと処分庁が報告を受け判断したと言われていた。収入の認定はせず保険金の使い方は自由とまで言われていた。本件処分は不当である。

(2) 審理員が令和4年4月20日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 法律の知識はなくどのように反論の文章を書けばいいのか分からない。引っ越しの件や家族や知人に相談すらできずに整理できずに月、日、が経ってしまった。

主張文（反論書）は記録していた事を書いた 感情が文となっているかもしれないので返還金の件には関係のないものなのだろうか。しかし事実を書いた。

主張文（反論書）を書いた後に全くの個人での主張なので何か情報を得る事ができないかと思いW i - F i のつながる場所へ出向き探したところ今回の請求人の件と似た情報があつたので文字にし一緒に提出する。

求職活動はもちろん行ったが勤務できず最後のセーフティネットである生活保護に助けを求めるしかなくそして相談をして処分庁の方の助言や返答にしたがう事が大事だと思っていた

今もその状況に変わりはなく受給者として権限をお持ちの係員の方に言い寄ったり意見するなどできるはずもない

どうすればいいのかと迷い不明な事柄についてその都度報告して相談をしていた。都合よくしてもらいたいなどの依頼は決してない。

市民の方やその他誰なのかは分からないが、他人（自身）の人生に介入してきている者がいるのは確かである。精神的苦痛を受け 受け続けている事に変わらない。それをもって他市へケースワーカーが転居を奨めてきたのであれば請求人が居住し続けていきたいと思っていた意志はどうなったのであろうか

相談をした他の担当ではないケースワーカーは転居を受給者に伝えてきた事にはどういう意味があつたのであろうか 受給者になるしか術がなく、今もなす術もない現状である

また、近々破産、免責手続きの予定である

反論書の提出の後、相手方からの意見、反論文の内容により相違、疑問、反論がある時、反論を文にし提出する。

病院の事だが、現在も通院しているので、先日当時の事について医師に聞いたところ

ろ、不安や喪失感がとてもあり冷静な判断はできる状態ではなかったと意見をもらっている。

通院しているので今も変わりはないが、特に当時は症状が、強く出ていてなやんでいるようだ。

体調の具合で以前の事について文字にするのが耐えがたい日も多くわからない字を調べたりして何日も日がかかった。

次のページから時間の遠い頃から、近い頃の事を書いていく。いる。以前ー現在に

イ 2020/10 中旬 何もかもなくし転居（引っ越しの指示で）

受給開始（前実施機関からの転入）

ケースワーカー 1、Aさん 10月～3月

2、Bさん 11月～7月

3、Cさん 8月 Dケースワーカーに相談

4、E係員とF係長

ケースワーカーに相談 家の不備の問題で減額を管理会社へする件

Aさんは自分の実力足りず相談にのれないので先輩のBを紹介すると言われ担当が2人になる（?）

ウ 2020/11 頃より AケースワーカーとBケースワーカーが担当になる（息子に似ていて驚く）

（請求人はAケースワーカーに担当をかわってもらいたいとは言っていない）

その後、請求人の母（以下「母」という。）が死亡し保険金が入るかも知れないと報告（2人に）

処分庁へ行き収入があるかもしれないが今後どうすればいいか相談すると生活保護を辞退し保険金で生活すればいいのではと言われる（?） 辞退、転居、再申請（?）

家族もなく家もなくなり仕事もなくていろいろと失って引っ越してきて受給させてもらうようになったばかりで何をどうしたらいいのか全く分からず何度も相談に行き電話でも聞く

同時期住居の不備で管理会社とモメ始める

請求人は管理会社へ契約の不履行を主張したが聞き入れられず

家賃の分住宅費を受け取りたくないケースワーカーに伝える

担当が2人になりどちらに何を聞けばいいのか

なぜ担当が増えたのか不思議に思う

エ 2021 になり 2人ケースワーカー担当であったが

3月末頃担当交替になった、あえない子供に似ていてつらいと思う

保険金の入金があり金額を報告する（Aケースワーカーも知っている）
電話で何度も相談し処分庁へ行く面談で相談
返金や保護を止められるならどうすればいいか聞いた
いくら返せばいいのかどうすればいいのか分からなかった
保険金を収入として報告は聞くが書類は書かなくていいと言われ何に使ってもいいと言われた
疑問は質問していたしほぼ全ての報告はしていたので当時の担当ケースワーカーの言う通りにしていた、とても担当ケースワーカーを信頼していた（5、6年のケースワーカーだと聞いていた）
4月頃からつきまといや買い物へ行くとレジの前や横で金額を見られたりする事が多くあり嫌がらせが始まった
どこからどのようにして個人の情報が漏れているのか何の事なのかどうしてか分からないがつきまといは本当にあり警察へも相談した
ケースワーカーのBさんにも相談を何度もしていた（相談の録音もある）
つきまといやストーカーの人物は何も分かってないし、ストーカー行為が役に立たない事で無駄な事だと分からずに行動していると思うので、気にせず今まで通り生活をして受給を続けていけばよいと言われた
その頃には収入を何に使ってもいいと言われた
つらく悲しい日々であったがつらい気持ちもきいてもらっていたので更に担当さんを信頼していた

オ 4月頃に1人目のケースワーカーのAさんに状況を言い相談した
Bさんの判断はありますか、どう思いますかと相談はしたが担当の交替は絶対に無い、そしてBの言い通りにするしかないBを信じるしかないと言われる
その数日後に処分庁面談室でBさんとAさんと話す
あちらは2人並びこちらは請求人1人でBさんから担当にはとても力がある、そんなすぐに担当を交替できる程甘い世界じゃないと大きな声で言われ請求人は体が固まり何も言えなくなった
どうしてよいか分らず面談後、家まで泣きながら帰った
そうするしかない信じるしかないならそうしようと思い担当であるBさんを好きになろうと思った
心に傘をかけてくれた人だと思っていたし（本心である）
心によりそってくれた様にも思っていたので（提出物）
ネットの環境もなく法律とかも分らず携帯デンプも解約となったので生活に困りとても寂しかった
感情もこの頃不安定になりどうすればいいかもわからなくなっていた

今回の収入の件は報告を受けていてケースワーカーが判断する内容であり、福祉事務所としての判断と思ってもらってよい。基本的にこの話がくつがえる事はないと言われていた（会話の録音がある）

個々の事情や保護を受給する事になった状況など考えて収入の認定や収入の事をとりあげてしまう　とりあげるのはそんなのは福祉じゃないと電話相談で言ってもらっていた　そう言われていた

その当時の事は日記や記録はしているが今見るのはつらい
喪失感がひどく毎日暗く落ち込んだ状態だった様に思う

カ　請求人はネグレクトで育ち両親はいたがお金だけもらい育った

育った家もだまされてしまい失っている　だからからか他者との関係を上手に保つとか、信用するのがとてもにがてである

人生においていつも上手くいかないと思う事が多く左耳の聴力が時々落ちる
担当のケースワーカーにどこまで何を相談できるのかどこまでどんな話をしてもいいのか分からず1人目のケースワーカーに病院へ行きカウンセリングを受けたらどうかとすすめられ働くか病院へ通院しないと受給できないと言われた事もあり通院を始める　しかし病院ではあまり話は聞いてもらえず気持ちをどう整理したらいいのか考えていた

2人目の担当の人はそんな辛い気持ちを聞いてくれ気の持ちようも一緒に考えてくれていた　信用できるのかなと思った

今も同じ病院へ通っているが何か違うとずっと思いながら迷っている

お金の返金の件とは関係がないのかもと思う

でも自身の事も言いたい

キ　家族が大勢いても保護を受けている人もいる

携帯デジカもネット環境もあり受けている人もいる

家があり家族と仲良く暮らして兄弟や親せきのある受給者さん

そのような方たちが請求人はうらやましい

請求人には全てない　緊急の連絡先もない状態で処分庁所管区域に転居している
今も状況はあまり変わらず真っ暗やみである

当時引っ越す事もできず家電や何を購入すればいいのが何にお金を費消すれば正しいのか本当に分からなかったし今も分かっていない

地元のスーパーやその他近隣のお店で買い物をする事で喜んでもらえるのではないかと考えていた

もらっている保護費を地元で使おうと思っていた

ずっと処分庁所管区域に住みたかったし、トイレの故障も改善してほしかった

今現在もこんな形で文字にして当時の事を書いているのもとてもしんどい。心身に響影が出る程つらい

配ぐう者が20年程前に失踪し子供2人を必死で育てていた

犯罪歴も全くなく、仕事も必死でしていた

なぜこんな事になったのだろうか

来てはいけな所に来てしまったのだろうか

今もつらく苦しい日は続いている

ク もう自分では担当のケースワーカーにどう伝えてよいのか分からず同じ課のケースワーカー達に相談をした

Dケースワーカー — 人の視線や行動が気になるなら他の市へ転居して欲しい

Cケースワーカー — 引っ越したら報告して欲しい

その後住宅の件で裁判になった

つらく悲しい日が続いた

家族とあえなくなり、仕事もなく、家もなくなりそして母が死亡した保険金の受け取り収入の事で混乱している

外に出れば毎日人に見られ写真を撮られ（撮られている時に撮った画像ある）

ケースワーカーにもう少し何に使えばいいのか教えてもらいたかった

自立更生費について教えてもらいたかった

何に使ってもいいと言われていたが、使ってから報告すればよかったのか今でも分からない

ほぼ全ての報告をして相談していたのになぜ今返金になったのか就労収入を言わないと人と同じとか何も言わない人と同じなのか

当時のケースワーカーに何と言ってよいのか分からない。相談やお話を聞いてくれた優しさには感謝の気持ちで一杯である

ただこのままでいいのか常に不安だった

何度も電話をかけ誰かに気がついてもらえないかと思っていた

裁判の判決が出たらその判決をもって退去の支度を転居の費用も支給できるとも言ってもらっていた

当時、後ろからいろいろと払わなくてはならないのは大変なので何をどれだけ支払えばいいか何回もたずねていた

ケ 2021/7月末 担当のケースワーカーBさん 人事異動
査察指導員も同時に人事異動

突然の事で毎日悲しく泣いていた。心をこわされた様にも感じた

4人目の担当係員さんに8月末頃から返金、返金、返金、金返せ、金返せばかり言われている

前担当から、そろそろ何かまとまったお金が入ってくる予定だと聞いたと理解できない誘導をかけられて(4人目の係員に)現在に至る

保険金の返金の金額は4、5日で決まったようである

冷蔵庫の購入代金の領収書を出さなかったのは家具什器費で引っ越してすぐを買ってもらえていたのではないですかと聞いていたからである

時期が同じ頃である。しかも冷蔵庫の代金を返金分から引いてもらえる事も知らなかった

報告した事や相談していた事がすべて無になっている事に驚き悲しく残念だった

あちらは仕事の時間が過ぎればそれで1日が終わりリセットされるのかも知れないが、こちらは対ケースワーカー1人なのでいつも相談の後、話をしてもよかったのか内容について口外はできないのかなどと常に考えていた

全てが無かった事に(相談内容)なるならどこかで止めてほしかった。心の中に立ち入らないでほしかった

どこに引っ越しをして転居しても僕が担当すると言われていた時期があった

突然の人事異動によりその事も無になった

担当のワーカーが異動によりいなくなり他のワーカーが相談と聞き役になってもらった時があった

その方の発言でBは今他の課に異動になってもうケースワーカーではないので勘弁してやって下さいと伝えられた、勘弁とは何か理解ができなかった

ケースワーカーは受給者を70~100人、1人で担当していると前担当者からきいていた。そうなんだろう。しかしながらいかにせん請求人にとっては唯一の相談相手で法律を元に助言をくれる方だと思っている。請求人はその唯一の方に報告をして指示をきいていた。請求人は受給者で立場はものすごく弱い。権限をもっているケースワーカーの言う通りにいつも従うようにしていた。従っていた。とても悲しい

置き去りにされた様に思い混乱はあきらかに変わっていくようになった

担当がいなくなり後に相談をしていたワーカーも体調不良との理由で何ヶ月も不在になった。寂しさだけがこみあげていた

不自然、組織とはそういうものなのか。疑問がふくらむばかりで、同時に自身の無力さを感じた

請求人は2人目のケースワーカーにだまされていたのか

何度もお話をきいてもらい不安や寂しい気持ちを減らしてもらっているようだったのに

忙しい仕事時間を調整して相談の時間をとって予定を作ってくれていた

当時の担当は寂しい受給者を少し救いたいと思っていていたと思いたい

- コ 返金の額は毎月 5,000 円返す様に言われている
何年かかるのだろうか 本当に返さなければいけないか
冷蔵庫の購入代金と転居費用の代金を返還金の金額から引いてほしい せめて冷蔵庫代だけでも
返金の重さが重くのしかかってきている
言った言っていないの水かけ論になるがでも承知でお伝えした。それしかできないので
自立更生費が何なのか今でも分からない
まとまりのない文を読んでもらいありがたい

サ 2022/1月初 処分庁所管区域外へ転居、処分庁所管区域にずっと住みたかった

(3) 請求人から提出のあった書類には、以下の記載がある。

ア 令和3年4月7日付けの家電量販店の領収書には、「お客様 請求人の氏名 様」、「お届け先 お名前 請求人の氏名 ご住所 請求人の住所」、「商品名 冷蔵庫」、「金額 54,000」との記載がある。

イ 令和3年10月4日付けの本件処分通知書には、「生活保護法第63条返還金による返還金決定通知書」、「表題の件について、次のとおり決定したので通知します。」、「1 資力発生年月日 [REDACTED]」、「3 返還の理由 令和3年3月29日にG銀行の口座にHより保険金の入金があったため。」、「4 返還対象額 581,000 円」、「5 控除額 8,000 円」、「6 返還決定額 573,000 円」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和3年11月15日に受理した処分庁の弁明書には、以下の記載がある。

ア 事実経過

令和2年10月19日付、前実施機関からの移管により処分庁にて生活保護受給開始。

令和3年7月1日付、I銀行、J銀行、G銀行K支店、G銀行L支店に法第29条調査に基づき入出金の調査を行う。

令和3年8月11日付のG銀行K支店からの回答書にて、請求人名義のG銀行K支店の口座にHから令和3年3月29日に581,000円の振込があることを確認。調査に至った経緯についてケース記録に記載がないが、後に当時の担当者に確認したところ、請求人より口頭で保険金の振込があったことを伝えられていたため、事実確認のために調査を行ったとのことであった。

9月21日、請求人の来所時に母の死亡保険金が令和3年3月末頃に振り込まれている事実を請求人より確認。当時の担当ケースワーカーへ収入があったことを伝えていたとの申し出があるが、収入申告書の提出はなかった。

収入申告書の提出はないものの当時の担当ケースワーカーへ収入があったことを伝えていたとの申し出があったことから、法第78条の適用は行わず、法第63条を適用し費用返還を求めることを検討する旨伝えた。

9月27日、29日に自立更生のために充てたことが分かる資料があれば、提出するよう案内したが、既に費消したとのことで自立更生のために充てたことが分かる資料はないとの申し出を受けた。

9月30日、ケース診断会議を行い、法第63条に基づき、Hからの振込額581,000円のうち8,000円を超える571,000円を費用返還額として決定することが決まった。

イ 処分内容及び理由

請求人より、受け取った保険金については生活費に費消し、自立更生のために充てたことが分かる資料はないとの申し出を受けていることから、10月4日に法第63条及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3-(2)-エ-(イ)に基づき、母が死亡したことによる死亡保険金581,000円のうち8,000円を超える573,000円を返還金決定し、請求人へ通知した。

なお、審査請求書の理由に「福祉事務所より返金の請求はしない、保険金の使い方は自由であると伝えられた」とあることについて、そのような事実はないことを当時の担当に確認した。

ウ 処分の正当性について

請求人が受け取った保険金について、請求人より、生活費に費消し、自立更生のために充てたことが分かる資料はないとの申し出を受け、控除額として認定しないこととし、受給額の581,000円のうち8,000円を超える573,000円を費用返還決定したことは法第63条及び次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)に基づいたものであるため、処分庁の決定は正当である。

(2) 処分庁から提出のあった書類には、以下の記載がある。

ア 生活保護世帯票には、請求人の保護開始年月日について、令和2年10月19日との記載がある。

イ 令和3年8月11日付けのG銀行K支店の回答書には、請求人名義の口座について、「勘定日 3年3月29日」、「入金 581000 円」、「摘要 振込（自動入金）（中略）H」との記載がある。

ウ 令和3年9月21日付けのケース記録票には、「請求人来所。（中略）生活状況：家の家具什器が揃っておらず、大変であるとの申し出。社会福祉協議会の生活福祉資金の貸し付けを受けることを提案し、検討するよう伝えておく。（中略）請求人の母は昨年死亡したとのこと。その他：母の死亡に伴い、死亡保険金が令和3年3月頃に振り込まれているが、既に生活費として費消しているとのこと。前々担当のBケースワーカーには伝えていたとのことであるが、収入申告書の提出はなし。法第63条に基づき費用返還となる旨説明。」との記載がある。

エ 令和3年9月27日付けのケース記録票には、

「請求人来所。（中略）

請求人 担当ケースワーカーEより報告を受けているか

査察指導員 保険金約60万円が入金されている件及び現住所の家主から立退きを要求され訴訟になっている件について報告は受けている。保険金については、銀行への照会し入出金記録で把握している。

請求人 8月に異動したBには保険金が入金された旨を報告しており、今更返還になることに納得できない。

査察指導員 当然返還対象である。返還額の決定をする。

請求人 立退きの件については、入居時に家主側に配管の修繕を依頼したが、断られたため、それから家賃を払っていない。

査察指導員 住宅扶助費を毎月支給していることから当然家賃を払わなければならない。

請求人 現在訴訟中であるので、家賃を払いたくても受け取ってもらえない。

訴訟内容を聞くもあいまいな回答のみ。

請求人 家賃の未払いについてもBケースワーカーには伝えていたし、他のケースワーカーにも以前から報告していた。また訴訟に関して和解をして現住所を退去するとなれば、転居費用は出してもらえるのか？

Bに対しての不満や保険金が入金された旨、家賃の未払いの件を報告していた

のあいまいな回答しなかったとの不満を口にする。

請求人 なぜその時正しい処理をしてくれなかったのか？査察指導員は8月に異動してきたのに知らないのになぜわかるのかなどと主張。

査察指導員 B本人に事情を聴取した事実を話している。保険金については入出金記録でも確認済みである。Bが担当しているときにBと請求人の間で当時どういう話をしていたかは確かに私が異動してくる前の話だが、聴取したところ気になる点が多い。立ち退きの訴訟の件についても、和解をすれば転居費用が出るかとの問いであるが、訴訟内容が分からないし、何を和解するのかも分からない。現段階で転居費用を支給できるとの回答はできない。」との記載がある。

オ 令和3年9月29日付けのケース記録票には、「請求人来所。転居費用について、現在裁判になっていることで転居費用を福祉事務所から支給してもらうことはできるかとの相談がある。裁判では住宅トラブルから退去するよう訴えられているが、請求人としては修繕してもらえなかったとの主張をし、争っているところであるとのこと。勝訴すれば退去する必要性なくなるため、現状では福祉事務所から転居費用の支給はできない旨説明。受給した死亡保険金について、再度、費用返還の対象となることに納得できないとの申し出があったが、当然返還対象となる旨再度説明し、自立更生のために充てた場合は控除対象となる旨を説明するも、生活費に費消したとのことで自立更生のために充てたことが分かる資料はないとのこと。家賃について、現在、裁判になっている状態であるため、支払いできない状態であるとのこと。家主にも確認する旨伝え、家主が受け取らないのであれば住宅扶助を削除する旨説明した。後刻 家主である業者へ架電。請求人宅の家賃の支払いについて確認したところ、保証会社から家賃保証をしてもらっている状況であり、保証会社に任せているため、請求人からの家賃の支払いは受けていないとの回答。したがって、10月1日付で住宅扶助を削除することとする。」との記載がある。

カ 開催日時が令和3年9月30日のケース検討票には、「【検討事項・問題点】請求人世帯は前実施機関からの移管により、令和2年10月19日付で処分庁にて生活保護開始。令和3年8月11日付法第29条に基づく資産調査の回答書より、令和3年3月29日に、請求人名義のG銀行K支店の口座にHから581,000円の振込があることが判明。9月21日、請求人より、Hから振込のあった581,000円は母の死亡保険金であること、当時の担当に収入があったことを申告していたこと、振込まれた保険金は既に生活費に費消したことを聴取。9月29日、自立更生のために充てた額があれば控除対象となる旨説明したうえで資料の提出を求めるも、自立更生に当てた額はなく提出できるものはないとのことであった。請求人が受給した保険金について法第78条を適用するか、法第63条を適用するか検討したい。【主訴】保険金について

は当時の担当に申告しており、何に使ってもいいと聞いていたため、返還には納得できない。【担当者意見】請求人が受給した保険金について、当時の担当に確認したとこと書面での申告は受けていないが、口頭での申告は受けていたとのことであったため、法第78条は適用せず、法第63条を適用したい。なお、請求人より保険金は生活費に費消した旨の申出を受けており、自立更生のために充てたことがわかる資料の提出もないため、次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)の規定により、Hからの振込額581,000円のうち8,000円を超える573,000円を費用返還額として決定したい。」「検討結果 法第63条に基づき、Hからの振込額581,000円のうち、8,000円を超える573,000円を費用返還額として決定する。」との記載がある。

キ 令和3年9月30日付けの起案文書には、「2. 返還の理由 亡母が死亡したことに伴い、亡母名義のHの死亡保険金を受給したため。3. 資力発生日 [REDACTED] 4. 返還対象額 581,000円 5. 控除額 8,000円 6. 法第63条返還決定額 573,000円」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

(3) 次官通知第8の3の(2)エは、その他の収入について定め、(イ)において、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ、カ又はキに該

当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額 8000 円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。

- (4) 次官通知第 8 の 3 の (3) は、収入として認定しないものの取扱いについてアからチまでを定め、キにおいて、「死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金(オに該当するものを除く。)のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」と定めている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知) 第 8 の 2 の (4) は、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。」と定めている。
- (6) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知) 問第 8 の 40 は、自立更生のための用途に供される額の認定基準について、答において、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。」とし、(2)において、「(1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費」としてアからシまでを定め、クにおいて、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」と定めている。
- (7) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) の 1 の (1) には、法第 63 条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定め、その③において、「当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知) 第 8 の 3 の (3) に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いにつ

いて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取扱い差しつかえない。)、その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と定めている。

2 本件処分について

(1) 本件についてみると、処分庁は、請求人の口座に保険事業者から581,000円の入金があったことを確認したため、請求人に対し入金内容が母の死亡に伴う保険金であることを聴取したうえで、法第63条により返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

(2) 前記1(3)のとおり、保険金については、世帯合算額8,000円をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされている。

また、前記1(4)のとおり、死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額については、収入として認定しないこととされている。

さらには、前記1(5)のとおり、死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限るとされている。

そして、前記1(6)のとおり、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、自立更生のための用途に供される額として認められるものとされている。

以下検討すると、前記審理関係人の主張の要旨2(2)オのとおり、処分庁は、請求人に対し、自立更生のためにあてた場合は控除対象になる旨を説明したことが認められるが、請求人は、生活費に費消し、自立更生のためにあてたことが分かる資料はない旨の回答をしたものと認められる。

しかしながら、前記審理関係人の主張1(2)ケ及びコ並びに(3)アにおいて、請求人は、冷蔵庫を購入した旨主張しており、冷蔵庫については前記1(6)の利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものに該当する余地のあるところ、処分庁が請求人が生活費に費消したとする内容について、具体的な内容を聴取する等して確認した経過は認められない。

また、前記審理関係人の主張の要旨2(2)ウのとおり、請求人は、担当ケースワ

カーに対し、家具什器が揃っていない旨を伝えたところ、担当ケースワーカーは、生活福祉資金の貸付を案内したことが認められるが、前記1(6)のとおり、家具什器のうち、利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものについては自立更生のための用途として控除が認められているところ、処分庁が請求人世帯において不足する家具什器について、具体的に確認し、検討する等した経過は認められない。

以上のことからすると、請求人が自立更生のためにあてられる費用について十分な理解を有していなかった可能性を否定できないところ、処分庁の説明及び確認については不十分な点があったといわざるを得ない。

- (3) 前記1(7)のとおり、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされているが、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、一定の控除が認められている。具体的には、当該収入が次官通知第8の3の(3)に該当するものにあっては、前記1(6)の認定基準に基づき、保護の実施機関が認める額を返還額から控除して差し支えないとされているほか、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額についても、返還額から控除して差し支えないものとされている。

前記審理関係人の主張の要旨2(2)オのとおり、処分庁は、請求人に対し、自立更生のためにあてた場合は控除対象になる旨を説明しているものの、前記のとおり、請求人が生活費に費消したとする内容について、具体的な内容を聴取する等して確認した経過は認められず、返還額の決定にあたって、十分な確認及び検討を欠いている。

- (4) したがって、本件処分については判断に至る過程に瑕疵が認められるため、取消しを免れない。

- (5) なお、本件審査請求において、返還対象額が母の死亡に伴う保険金であることに争いはないところ、前記審理関係人の主張の要旨2(2)イのとおり、請求人名義の口座には令和3年3月29日にHから581,000円の入金があったことが認められる。処分庁は、当該入金について、請求人から母の「死亡保険金」と聴取しているものの、本件事件記録には当該入金がどのような種類の保険金かについて、具体的に確認できる資料はない。

また、前記審理関係人の主張の要旨2(2)キのとおり、処分庁は、資力発生日を[]と判断していることが認められるものの、同日を資力発生日とした理由については記載がない。

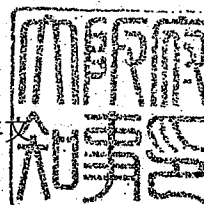
処分庁においては、資力の種類及びその発生日については返還額に直接影響する事項であることから、慎重に調査し、確認すべき旨を付言する。

3 結論

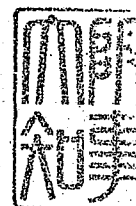
以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年7月21日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示



- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。